

平成19年9月12日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長補佐	有	森	滋	樹
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
同	和对策課長兼生涯学習課参事	関		正	和
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年9月12日（水）議事日程

開議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成19年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議員名	質問要旨
5	2 松尾勝利	1. 有明海の再生について (1) 海の森事業について (2) 河川・クリークの浄化対策、監視体制について (3) 二枚貝の資源回復について (4) 環境教育について（体験型学習の活用）  2. 漁港整備計画について (1) 百貫漁港の整備、今後の見通しについて (2) 鹿島港湾の有効利用について  3. 中木庭ダム、今後の活用について (1) 観光客誘致の方策について (2) 試験湛水について  4. 農地・水・環境保全向上対策について (1) 取組状況と課題について (2) この事業に対する交付税措置の状況について
6	9 水頭喜弘	1. 環境行政について (1) 公共下水道および浄化槽の取り組み  2. 教育行政について (1) 就学援助制度  3. 乳幼児医療費助成について

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、2番議員松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

おはようございます。2番議員松尾勝利でございます。通告に従いまして質問をいたします。

大きく4つのことについて質問いたします。

まず、有明海の再生についてでございます。来年の3月、ノリが大不作となった有明海異変の最も大きな原因の一つであろうとされます諫早湾干拓事業が完成をいたします。既に入植者を募って、来年からはタマネギ等の作付が予定をされているようでございます。平成12年末に発生をいたしました赤潮は、有明全域で広がり、養殖ノリは今までにないような被害をこうむっております。私は、海上抗議デモに諫早湾まで出かけましたが、そのときの何とも言えない異臭は今でも忘れることはできません。

再三にわたって開門調査の要請をいたしました。開門調査とは名ばかりの短期の開門調査を行っただけで、本当の影響調査はいまだに行われておりません。以前、本市議会においても2度、中・長期の開門調査を要請する決議をしていただいていると思います。国や県の調査によりますと、潮受け堤防閉め切り後、湾奥部で流れが遅くなったこと、それから有明海全域において赤潮が頻繁に発生をしていること。また、近年、酸素の少ない貧酸素水塊という水が夏場にかけて出現をするようになってきております。このような状況は現在も変わっておりません。特に、先月テレビ等で報道されましたように、平成16年に次ぐひどい赤潮が発生をいたしまして、多くの魚や貝が死んだことは皆さん方も記憶に新しいことだと思います。今後とも、このことは注視をしていかなければいけないと思っております。

ただ、この有明海異変は、漁業者や陸域に生活をしている住民が、今まで有明海に負荷をかけ続けてきたことも軽視はできないと思っております。私たちもそのことを認識して、改善に向けた取り組みを行わなければいけないと考えております。そこで、鹿島市が環境改善のためにどのような施策をやってきたのか、また、今後の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

まず、海の森事業でございます。この事業は、水源の涵養と森林の保全が有明海の浄化につながるということで、平成7年から取り組まれた事業でございます。現在の取り組み状況についてどうなのか、まずお尋ねをしたいと思います。

続きまして、クリークの浄化でございます。下水道事業は、平成6年から供用を始められ、今議会でも浄化センター、水処理施設の2基目の増設が議案に提案をされております。一方、区域外のクリークにおきましては、家庭排水の流れ込みなどで水質が悪化しているのが現状ではなかろうかと思っております。北鹿島地区の一部では、ヘドロ状態のクリークもございます。浄化槽の設置も現在進められておるとは思いますが、普及状況はどうなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、あわせて下水道の処理水の水質調査も毎年行われておるとは思いますが、どのような状況かお尋ねをしたいと思います。

次に、二枚貝の資源回復についてでございます。

アサリ、アゲマキ、サルボウ貝などは、プランクトンをえさとしております。海水の浄化には大きな機能を発揮しているということでございます。佐賀県は大学などと連携をとりな

がら、稚貝の生育状況調査などを行っております。鹿島市として、以前繁殖の目的でアゲマキの放流試験をしていただきましたが、今後市としてこのような取り組みができないのかをお尋ねしたいと思います。

次に、環境教育についてでございます。

市の第4次総合計画の中で、子供たちに環境に関心を持ってもらい、自分たちが環境を守っていくにはどのような活動をやればいいのか、また、責任のある行動がとれるのかということを学ぶ環境教育の重要性が示してあります。今、どのような取り組みがなされているのかを伺いたいと思います。

次に、大きな2点目でございます。百貫漁港の整備計画について質問いたします。

百貫漁港は、現在施設が非常に老朽化をしており、施設の利用につきましても、潮の関係で作業が一度に集中することが多く、平成12年ごろから整備をお願いしている事業でございます。近ごろは経営の規模も大きくなって、夜の作業も多くなってきております。安全面から考えましても、早い着工を望んでいるところでございます。どのような状況かお尋ねをしたいと思います。

それから、鹿島港湾につきましては、係留場、物揚げ場、支柱竹置き場などで現在利用をさせてもらっておりますが、この地区の漁業者はほとんどが住宅地に作業場を持っているということもありまして、河口の排水対策、騒音対策が問題となってきております。漁港用地に空き地があるということでございますので、有効な利用ができないのかお尋ねいたしたいと思います。

続きまして、中木庭ダムについてでございます。

この地区は、緑が多く本当に自然に恵まれた場所だと思います。先般の6月議会の中で、市長が地区の皆さんと十分に話し合って振興策を協議していきたいと、自然のたたくまいは壊さないような観光地づくりをすることが望ましいと答弁をされておられました。大村や長崎から1時間以内で訪れることができますこの場所、大村市や鹿島市の観光地を結ぶ回遊型観光ルートの拠点になればと考えております。市としてどのようなお考えか、お尋ねをしたいと思います。

続きまして、試験湛水についてでございます。

ダムの安全性を確かめるために、一番上の上限まで水をためることによってダムの安全性を確かめる事業でございますが、昨年10月から始められましたが、冬場の降水量が非常に少なかったということで、現在完了しておりません。ことしの10月から再度この試験湛水が行われるようになっておりますが、今年度の計画についてお尋ねをしたいと思います。

最後に、農地・水・環境保全向上対策についての質問でございます。

本年度から新農業政策として、品目横断的経営安定対策事業と一緒にスタートした事業がありますが、現在、各組織でいろんなことが取り組まれていると思います。立ち上げからの

準備が十分でなかったということもあります。それから、構成メンバーが農業者だけでなく、いろんな人たちで構成をされているということで、この事業はどういうことかまだはっきりわからんというような市民の声も聞かれますので、この事業の趣旨、どういうふうな取り組みがなされているのかをお尋ねしたいと思います。

それに、この事業の市の負担のことをございますが、当初交付金の4分の1が市の負担ということでありましたが、地方自治体の財政が厳しいということで、国が交付税の措置を行っている聞いております。どのようなことなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（橋爪 敏君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

大きく4点の御質問がございましたけれども、そのうち3点についてお答えします。

まず、有明海の再生については2点であります。

海の森事業の取り組み状況につきまして、ことしで14年目となり8カ所に約16ヘクタールの海の森が育っております。毎年イベントといたしまして、3月に植樹祭、8月には下刈り作業を約1ヘクタールずつ行っております。毎回約200名の漁業者を中心としたボランティアと関係機関の方々に参加をいただいております。

次に、二枚貝の資源回復についてということで、今後の市の取り組みについてのお尋ねであります。

市としては、平成15年から16年度、漁協に委託をいたしまして、アゲマキ放流試験を実施いたしました経過がございますが、現在、具体的な計画はございません。この市の取り組みにつきまして、有明海再生のための調査研究ということで、国、県の段階で行っていただいております。平成14年に定められました有明海及び八代海を再生するための特別措置法、これに基づいて行っております。鹿島に関係いたすことで、飯田沖で行われております調査研究について少しだけ触れさせていただきます。

昨年度、市議会におきまして産業建設常任委員会で視察もいただいたところですが、飯田沖におきまして漁場試験場として2ヘクタールの設置がされております。佐賀大学が中心となった研究グループにより、平成17年度から21年度まで5カ年間でアゲマキの放流による干潟底質改善技術の実証実験が行われております。17年度から19年度、3カ年で約5億円近い事業費が投じられておるといふふうに聞いております。県では、このようにこれらの調査や研究結果に基づく提言を受けて施策に反映していく計画となっております。

次に、大きな2番目の漁港整備計画について2点お答えします。

まず、百貫漁港の整備着手についてであります。

漁港につきまして、国から区域の指定を受けて市のほうで管理をいたしております。基本

的な漁港整備といたしまして残っておるのは、百貫漁港だけでございまして、市としても懸案事項となっております。それで、県と早期採択に向けまして協議を重ねておりますが、県では厳しい財政事情から、財政再建の緊急プログラムを進行中でございまして、結論が出るまでには至っておりません。

次に、鹿島港湾の有効利用についてお答えします。

鹿島港湾については、佐賀県の管理地であり、県港湾管理条例により鹿島土木事務所によって管理運営をされております。港湾の施設概要は小舟津地先の物揚げ場と野積み場、臨海道路、そして新籠地区の浮き栈橋となっております。議員から御質問の小舟津地先の野積み場の有効利用については、港湾の積極的活用の観点からいたしますと理解をできますけれども、鹿島土木事務所の事前協議が必要となります。

最後に、大きな4番目の農地・水・環境保全向上対策についてお答えします。

取り組み状況と課題ということでございます。19年度から国の新農業政策として、品目横断的経営安定対策とともにスタートしましたが、細部についての要綱、要領等が決まったのが遅く、区長会と生産組合長会を対象に新制度の説明会ができたのが昨年11月でございました。準備期間が少なく、駆け足で事業実施となったわけでございます。まだまだ役員段階においても対策の趣旨が浸透していないと思っております。7つの活動組織の中には原則1回の役員会を開催している組織もございまして、組織や集落によって取り組みに格差があると感じております。

市といたしましては、国の施策に乗って7つの活動組織と一緒に知恵を出し合って活用することにより、これまで市単独での財源で重要施策として取り組んできました原材料支給制度や環境対策などを、この対策事業で対応できますし、地域にとりましては、これまでできなかったことができるということで、大変喜ばれる5年間の補助事業であると思っております。これから、事業が適正に、かつ効果的に実施されるよう、事務局の鹿島市土地改良区と緊密な連絡をとりながら対応していくことが大切だというふうに考えております。各活動組織に対しましては、さらなる御理解をいただくため、活動内容の把握や助言、現地確認などを適切に行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、私のほうから農地・水関連につきまして、交付税の財源措置ということで御説明をいたします。

まず、数字を若干交えながら御説明をいたしますが、農林水産省の文書及び新聞報道等を見てみますと、事業費の総額の2分の1を国が負担します。それで、残りの2分の1の2

分の1を佐賀県と市町村で分担をするというふうな制度になっています。それで、市町村負担の2分の1を普通交付税で措置をし、残余の7割を特別交付税で措置をするというふうな報道等がなされております。

これを鹿島市の具体的な事業費に置きかえてみますと、事業費総額を80,000千円といたします。80,000千円として、2分の1の40,000千円が国の負担、残り40,000千円を佐賀県と鹿島市で20,000千円ずつを負担いたします。鹿島市負担の20,000千円のうちの2分の1、50%、10,000千円を普通交付税で措置をする。残り10,000千円の7割を特別交付税、7,000千円を特別交付税で措置をする。合計、交付税による財政措置は計17,000千円というふうに報道上はなります。そうしますと、総額20,000千円の鹿島市の負担ですので、実質は3,000千円ではないかと、そういった理論上の数値は成り立ちます。

それでは、これを実際の交付税に置きかえていたしますと、普通交付税が確定をいたしました。そして、10,000千円と見込んでおりました普通交付税の財政措置ですが、鹿島市の場合には4,700千円になりました。この市町村負担分の2分の1というのは、全国レベルに置きかえますと2分の1の負担になります。ただし、鹿島市の場合には10,000千円が何で4,700千円になったかという、これは農地面積と農家数がこの算定の基礎になりますから、農地の面積の割合に農家数が多いというので削減をされています。これは、農地が広くて農家数が少ない自治体に多く配分するようになっております。農地の集積が進んでいる自治体へ手厚く措置をするというふうになっております。

この普通交付税の2分の1の措置ですが、これは農地・水をやっている、やっていないにかかわらず、一律に措置をされます。だから、鹿島市が農地・水の事業をやっているから措置されるというものではありません。これは、やっていない自治体もこの算出基準の配分はございます。そういうことで、実際は10,000千円というところが4,700千円ということで確定をしております。

ただし、普通交付税全体でいきますと、交付税の中で農業行政経費に昨年は鹿島市の場合には240,000千円の配分がありました。ことしは農地・水のそういった増額分があっても2億円へ削減をされておりますので、実質昨年の交付税の上積みという形にはなっておりません。交付税全体でいきますと、昨年は44億円、普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債を合わせますと44億円の配分がございましたが、本年度は交付税全体では43億円、ことしも1億円の削減が見込まれます。そういったことで、必ずしも農林水産省の文書、あるいは新聞報道等によりますような、昨年度への上積みという形にはなっていないということですね、ここをぜひ御理解をいただきたいと思っております。

農地・水関係につきまして、交付税の財源措置につきましては以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

私のほうから、2番議員松尾勝利議員の環境問題で浄化槽の設置の普及状況はどうかということと、あわせて下水道の処理水の水質調査について御質問されておりますので、お答えをしたいと思います。

まず、環境改善ということで、市内各所で清掃活動等地元の皆さんの御協力をいただいていることに、まず感謝を申し上げたいと思います。

それでは、浄化槽の設置の状況でございますけれども、先般新聞でも報道されましたけれども、浄化槽につきましては、市内で963基、4,796名の方が浄化槽を利用いただいているということで、これは市内全域で14.8%という数字になっております。これは、公共下水道の認可区域外の数字ということで御承知おきいただきたいと思っております。ちなみに、北鹿島のほうは今現在1,219世帯ございますけれども、その中で112基、これは北鹿島全体の9%程度になろうかと思っております。今度10月1日が浄化槽の日という設定をいたしまして、できるだけこの浄化槽を公共下水道の認可区域外については推進をしてみたいというふうに考えております。

次に、下水道の処理水の水質調査ということで御質問でございますが、現在浄化センターの処理水につきましては、33の分析項目を設けまして、年に2回、大潮、小潮含めまして年に4回の調査になります。この4回の調査につきましては、各漁協関係の皆様に春、御報告を申し上げておりますけれども、この33項目の中で、通常言われます定量下限値、いわゆる機械器具で検査ができる数値が示されているわけですが、この中で33項目のうち29項目につきましては、数字としては上がっておりません。NDという形、数字が出てこないという検査結果でございます。あとの4項目につきましても、基準値は相当下がっているという状況で、調査以来特に問題なく推移をしているということでございます。

こういうことも漁協の皆さんにも御報告を申し上げて、私たち浄化センターの処理水につきましては、日夜悪い水質が出ないように努力をしております。そして、かつ処理水につきましては、あそこの干拓の農業用水なり、あるいはノリ時期には海に放流をするなりして、またこれも地元の利用になっているんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

藤田教育次長。

**○教育次長（藤田洋一郎君）**

私のほうからは、大きな1番の(4)環境教育についてということで御答弁申し上げます。

環境教育につきましては、子供たちが環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度及び環境問題の解決のための能力を育成することがねらいであります。それぞれの発達段階に応じて体系的に行わなければならないとされてお

るところでございます。

それで、各学校ごとでの取り組み状況でございますけれども、各学校ごとにおきましては、若干違いがあるものの、おおむね総合的な学習の時間や社会科、理科、生活科等の時間の中で学習をいたしておるところでございます。

その中で、今年度の特徴的な事業内容を申し上げます。

まず、能古見小学校4年生では水生生物調査などにより川の調査を行い、川を汚さない方策を考える学習、七浦小学校3年生では有明海にすむ生き物を調べ、ムツゴロウとりやノリづくりなどの体験を通して有明海の環境について学ぶ取り組み、北鹿島小学校4年生では水生生物調査、EM団子づくり、渡り鳥調査を通して命を支える環境づくりについての学習、古枝小学校4年生では蛍の生態の学習として幼虫の観察や放流を行い、川の環境について学習する取り組みなど、各学校とも総合的な学習の時間を中心に環境問題、環境保全について学んでおるところでございます。こうした学習を通じまして、子供たちも環境の大切さを学び、また環境問題への意識が芽生えてきているところでございます。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

この環境教育について、基本的な視点というものを少し整理をさせていただきますと、私がかねてから、鹿島市の子供たちは恵まれた自然環境の中で育っているわけですが、ここに住まいしていることそのものが、何よりの環境教育になっているというふうに、まず基本的にとらえております。その上で、学校はその学習の場としての取り組みを、今、次長が申しましたようなことを計画的に活動等を行ってはおります。

その際、留意すべきこととしましては、やっぱり机上の学習だけじゃなくて、実験とか観察とか、あるいは現地に足を運ぶとか、こういったことをできるだけ取り入れることによって、臨場感とか、あるいはそういう臨場感のある場面設定ですか、こういったものを工夫することが大切でありますので、今後に向けて、ぜひこの視点は外すことなく環境への関心とか心を育てる学習として、学校教育の場で担っていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

田中都市建設課長。

**○都市建設課長（田中敏男君）**

私のほうからは、大きな3番目の中木庭ダム今後の活用についての1番目の観光客誘致の方策についてと、2番目の試験湛水についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、観光客誘致の方策についてでございますけれども、まず、中木庭ダム周辺へ市民の

方はもちろん、観光客の皆様においでいただくためには、ここをどのように整備等を行っていかということになりますけれども、ダムの周辺整備を担当しております都市建設課のほうからその辺を答えさせていただきたいと思います。

ここの整備につきましては、6月議会でも若干触れましたけれども、平成15年2月に策定をしました中木庭ダム周辺整備計画の基本計画というものをベースにと考えております。このほかにも、市議会のダム対策特別委員会の報告書の中で貴重な御提言をいただいておりますけれども、これらも参考にさせていただきながら、そして、地元の皆様方とも話し合いをしながら順次整備を行っていきたいということで、今進めておるところでございます。整備に当たりましては、この整備の地域を5つのゾーンに分けて、それぞれのゾーンにマッチした施設等の整備をしていきたいということで考えているところでございます。

また、県でも周辺整備の事業に取り組んでいただいておりますけれども、この分につきましては、もうそろそろ完了をしようとしているところでございます。市の整備事業としましては、昨年から取り組んでおります、平成18年度からですけれども、18年度は周辺整備事業、用水の試験探査及び溪流広場整備事業の設計書の作成、また丸木庭広場用地の買い戻しなどを行っております。

今年度計画しております事業といたしましては、丸木庭広場作成工事、溪流広場造成工事、溪流広場用地の買い戻し、それからトイレの詳細設計を計画しております。

次に、試験湛水についてでございますけれども、昨年は10月から試験湛水を始められましたけれども、議員言われるように降水量が少なかったということで、完了をいたしておりません。ことしも県のほうでは10月から再度試験湛水をやりたいということで考えておられるようでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

2回目の質問をいたしたいと思います。

まず、海の森事業でございます。県下でもいち早く取り組まれたということでございまして、この事業、佐賀県でもこだまの森づくりということで、100万本の広葉樹林を植えるというような計画もなされていると聞いております。鹿島市としても、旧鹿島市漁協が平成15年に緑化推進運動の内閣総理大臣賞をいただいております。現在200人ぐらいの参加をしてもらっているということでございますが、私が参加をしているところでは、関係者が毎年同じように参加をしているというような感じがいたしております。そういうことで、やはり啓蒙活動という意味では、もっといろんな市民の方の参加が必要じゃないかと思っておりますので、このことについて新しい取り組みがあれば考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

海の森事業がもっと市民全体に広がった展開となるためにという趣旨の御質問かと思えます。

議員御存じのように、鹿島市では平成13年に全国で初めて海の森事業に取り組みました第1回植樹の日、3月21日を鹿島市山の日とする条例を制定いたしております。これは、人と自然との共生のシンボルとなる日として制定をいたしましたものでございまして、市民が山に対して感謝する心を持ち続け、森や川に親しみ、有明海の環境を守ることを目的といたしております。それで、この条例に基づきまして、海の森事業の展開につきましては、平成19年度から5年間は農地・水・環境保全向上対策事業の中で取り組むことといたしました。

具体的な流れとしまして、区長会が中心となった市民の代表で構成する鹿島市環境衛生推進協議会、これが母体となって主体的な役割を担っていただく、こうしたことで市民と行政が一緒になって、山や川の環境に目を向けた活動としまして一層の広がりを見せることが期待できるというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私がかねがねちょっと感じていたことについての同趣旨の御質問でしたので、ここで私も答弁をいたしますが、この海の森事業には、メインはやはり何といたしましても鹿島市漁協の組合員の皆さんです。これはやはり海の森の趣旨が、海を守るためには山からという趣旨がありますので、漁協の皆さんを中心に、一般の市内のボランティアの方、あるいは森林組合、水の会、それからライオンズクラブ、こういう方々、そしてまた市外、県外からも一般の方が参加をさせていただいております。

そういう中で、どうも固定化しているということで、私がかねがねそのことを感じておりました、ここで苦口ではないですが、市会議員さんが少ないんですね。松尾議員さんは漁協の組合員として毎回参加をしておられましたけど、ほとんどないんです。ほかのことに対してもそうです。この前、松尾議員さんはわざわざ福岡のほうに、うちがミカンとかなんとか売りに行ったときも自分も参加をしたと言っておられます。確かにそうなんです。こういうものに対して、やっぱり市会議員さんも住民の先頭に立って参加をして、そして啓蒙活動と一緒にやっていただく、こういう姿勢も必要なんじゃないかと。もちろん私を初め、市の職員も多数これには毎回参加をしておりますけど、そういうことであえてここで申し上げたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

積極的に取り組んでいただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2点目でございます。クリークの浄化対策ということで質問をしていると思ひます。

浄化率については14.8%ということで、まだまだ鹿島市としても取り組んでいただかなければならないというふうに思っております。このことについて、県の有明海再生計画に関する事業で、生活排水対策が必要な地域には生活排水対策重点地域に指定をして、浄化槽の設置事業が盛り込まれているというふうに伺っております。この事業の対象にならないのかどうか、お伺ひしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの松尾議員の質問にお答えをしたいと思います。

クリーク汚泥の除去という観点から、水質汚濁防止法に基づいた生活排水対策重点地域という指定を受けて浄化槽設置事業が盛られていると、その重点地域という指定を受けられているかという質問じゃないかと思ひます。

ちょっとこの重点地域というのを具体的に、今書類を持ってきておりませんが、浄化槽設置事業の重点地域ということでは受けておりませんので、通常の浄化槽の普及を図っているという状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

この環境の改善に対する浄化槽の設置ということでございますが、今、下水道については普及が続いておりますが、なかなか浄化槽の設置が進んでいないということで、今後この設置に対しても積極的に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

次に、二枚貝の資源回復ということでお尋ねをいたします。

二枚貝、アサリ、アゲマキ、本当に資源の回復のためには必要ではないかというふうに思っております。ムツゴロウは以前、全然いなくなりましたが、現在また復活をして有明海の全域で見られるようになりました。そういうことで、このアゲマキについても振興センターのほうで稚貝の種苗生産が確立をしているということでございますので、市としても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そのことで、佐賀大学の瀬口先生がアゲマキの立起のための条件に河川の流砂がちゃんとあること、砂がちゃんとあることですね、それから流量がちゃんとあることが今後望まれるというようなことで、この前お話を伺っております。そういうことで、これも有明海再生計画の中でダム目的及び管理に支障がない範囲においては調整をできるようになっているということでございますので、現在、中木庭ダムの流量が片山橋で0.2トンということでございます。このことについても今後ふやしてもらえるのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

0.2トン以上に流すことができるかということでございますけれども、これにつきましては水利用連絡会というのがございます。これは、中川水系の観光水利権者の代表者の会でございますけれども、ここと協議をする必要があります。これも近々開催し、協議することにしております。その結果であると思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

中木庭ダムの総貯水量680万トン、そのうちの180万トン（124ページで訂正）が水道ということで、あれは建設をしております。厳密にこの前、今課長が言いました会議に出て、私の報告にあったときに私も初めて聞いたんですが、法的にはこの鹿島市が180万トン（124ページで訂正）の水道水をあそこで加工するために、総事業費、ダム事業の三百数十億円の総事業費の8.7%、これを出していると。それを買ったような形になっているんですね。法的に言いますと、真っすぐ水利権を得たということにはならないようです。いわゆるあそこに貯水する権利を鹿島市が持っている。だから、そのまま水利権が市のものじゃないと、これは法的解釈で、ただし、中身としては県のほうもよく理解をしてくれていますので、渇水のときに漁業者とか、あるいは農業者が困られたときには、私を先頭に県と掛け合うといえ、私は可能性としては十二分にその分についてを初め、協力はしてもらえるものというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

水の利用も協力的にしてもらえるとということでございますので、ぜひそういうことでお願いをいたしたいと思っております。

次に、環境教育について先ほど御答弁をいただきましたけれど、市としてもいろんな小学校なんかで積極的に取り組んでもらっているということでございます。ここで、宮城県の気仙沼でカキの養殖をやっている畠山重篤さんという方がおられます。この人は18年も前から「森は海の恋人」ということで広葉樹の植林をやっておられる方でございますが、子供たちを、もう7,000人になりますか、山の子供たちを養殖場に招いて体験学習をされているということございまして、このような取り組みの中で、鹿島市としてもさっき申しました海の森事業に子供たちの参加がぜひできればというふうに思いますが、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

鹿島市の海の森の植樹について子供たちの参加をとということでの取り組みはというようなことでの御質問でございますけれども、鹿島の現状といたしましては、まず、これも学校中の取り組みの一環になると思っておりますけれども、厳密的な学校の正規の授業としてではございませんけれども、平成16年に能古見小学校の5年生が海の森の植樹祭に参加するとか、それから平成17年には同じく能古見小学校の6年生が中木庭ダムの植樹祭に参加するとか、そういった形の中で、折に触れてそういう植林にも参加をしている現状がございます。それ以外にも、地区に帰れば地区の子供会とか、それから家庭に帰れば子供、親子として、そういったイベントの植樹のほうに参加しているという事例はあります。

言われますように、子供たちが現場で体験を積み上げていくことというのは非常に学習効果が高まると考えておりますけれども、しかし、学校での授業時間数という中で、これ以上体験学習をとなりますと、なかなか難しい面もございます。そういうことでは、以前、能古見小学校のPTAが取り組んだような形の中で、地域や家庭での社会教育面での充実というのが必要ではないだろうかということ考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

そういうことで、子供たちもやはり体験学習をするということは非常に大切なことではないかと思っておりますので、今後とも積極的な取り組みができればお願いしたいというふうに思います。

有明海の再生についてということ今までお伺いをいたしましたけど、このことはやはりすぐに結果が出るというようなことではございません。地道にやっっていかなければいけないということだと思いますので、市としても積極的な取り組みをお願いしたいと思います。このことについて市長の見解なり所見なりありましたら、一言で結構ですので、お願いしたいと

思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この有明海再生の問題であります。まず、有明海というものを形状的に眺めてみますと、入り口が非常に狭隘だと、狭いと、そして奥のほうが広がっている、こういう形状をしておりまして、いわゆる外洋の海水と有明海の内部の海水が非常に入れかわりにくい、そういう意味で閉鎖性の高い形状をしていると、こういうふうな体質を持っているというふうに思っております。

したがって、環境汚染に対して非常に脆弱である、一度汚れるとなかなかもとのようにはきれいには戻らないと。こういうことを踏まえて、ほかの沿岸地域に住む住民よりもっとこのことに関しては、海況の環境については敏感に私たちも感じとっていかなければいけませんし、またそういう状況というのが今見られますので、よそよりもっともっと私たちはこのことに対して力を入れていくべきだというふうに思っております。

それで、ここずっと、もう十数年になりますか、有明海の体力といいますか、水力ですな、体力が非常に落ちていた、そういうときに例の諫早湾のギロチンがあった。体力が落ちていたところにまた致命傷のようなものですよね。私は、その後も有明海の、あるいは諫早湾の海況の水質調査がいろんなところで行われて、これに対してまた開門をするべきかどうかという議論もいろいろなされております。政府関係者は推進の立場ですから、なかなかのみにはできないということもありますが、学者の先生も評価に対して両方おられまして、だから私はこの有明海のことに限らず海のこと、海のごときは漁師に聞けという言葉がありますが、そのことを私は一番基本に据えております。

私が知っている範囲の漁師さんたちに、どがなくなったですか、昔と比べてどがんですかというぎ、どなたもまず流れが変わったと、あるいは流速、速度も変わったばいと、確かに海況が、特に底質が変わってきたと、こういうことを言われるわけですね。それを事実として私たちはちゃんと受けとめて、そしてこれをどうするべきかと、このことを土台に私たちは考えていかなければいけないと思っております。

この有明沿岸、少ないとも佐賀県内の市町の首長では私がいち早くこの諫早湾干拓のことに言及をしまして、正式に再開門調査をするべきだということはずっと主張し続けております。結局、考えてみますと、この有明海を汚すのは人なんです。つまり住民です。したがって、この有明海の環境の保全、あるいは再生というものをやる場合には、鹿島市だけではだめでありまして、有明海沿岸のすべての市町村、あるいは住民、それだけではなくて、その上流に所在する市町村、あるいは住民、みんながこの有明海の再生に向けて取り組むんだという、まず気持ち、気概を持つ、そしてそこに行政が有効な手だてを政策として打って

いく、こういう重層的なことが必要になってくると私は思っております。

鹿島市は、こういうものに対して非常に皆さんと一緒に取り組もうという姿勢は見えておりますので、今後もこのことには十分、私自身も市長として力を入れてまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

市長としても積極的に取り組んでいただくということでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。きょうは項目を少し多く挙げておりますので、大分時間が迫っております。次の項目に行きたいと思ひます。

百貫漁港、今言われましたように、なかなか整備が難しいということの御返答をいただいております。15年、17年と計画をされておりながら、15年においては説明会までもらって、このような状況に至っているわけでございます。漁業者もこの漁港の整備に対しては、本当に待ち望んでいる事業でございますので、ぜひともこの事業をいち早く取り組んでいただきたいと思ひます。

それと、船の係留施設もこの港湾の事業の後に計画をいたしておりましたが、この港湾の計画がなかなか進まないということで、かなり今そちらのほうも老朽化をしております。この漁港の整備が進まないということでございますので、そちらのほうを早くできないかということで御質問いたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

それでは、私のほうから御答弁を申し上げます。

まず、一義的には新規採択を目指すということで、今、県のほうに一生懸命お願ひをいたしております。今おっしゃられたのは、延びるようだったらとりあえずというふうなお話だったと思ひますけれども、実は私どもの鹿島管内のいろんな整備をするときは県と協議をしていきます。県も当然非常に厳しい財政状況ですから、選択をして、ここから始めようかという話をしてきます。ということは、一種の枠があるというふうなことでございますので、鹿島漁協管内で予定しておったこの事業が、今おっしゃった北鹿島の百貫漁港のほうに、こっちを1年おくらせても、こっちにいいよとかいう、そういったお話し合いができれば可能だと思ひます。だから、こっちもして、こっちもしてというのは、なかなか今の状況では厳しいかなという気がいたしておりますから、今の係留施設の問題、これはよく漁協さんと我々とお話をして、そういうことであればそれで行きたいというふうな方針であれば、そういう形にもできるかなという気がいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今、産業部長が言われることは確かにわかります。ただ、漁業者の中には平成7年に鹿島市漁協に合併をして、一つも事業ができとらんということで、どうにかしてくれという気持ち非常に大きい中での要請でありますので、事業の採択はなかなかそういうふうな順番があるということですが、前向きに検討していただければというふうに思います。

鹿島港湾のことについては、今おっしゃられたように土木事務所の管轄ということで、なかなかその整備が、市の管轄じゃないということで、難しいという御返答をいただいておりますので、この鹿島地区、今後の整備については、この鹿島港湾がぜひとも必要な場所となってきますので、今後とも県のほうに働きかけをよろしく願いたいということで、このことについての御返答は結構でございます。

続きまして、中木庭ダムのことについてお伺いいたします。

先ほど中木庭ダムの振興策についてお伺いいたしました。現在いろんな形で事業が進んでいると、先般私もダムのほうにちょっと見にいってまいりました。周辺整備事業はかなり進んでいるような状況でございます。そういうことで、6月議会の中で1,100千円の予算をつけて物産、物を売る施設の改修をしてもらっております。そういうことで、この能古見地区の皆さん方がまとまって今後どうしようかということが大事だと思いますが、人がその中木庭ダムに行たてみゅうかなという気持ちになれるのは、やはりそこに遊べる場所、それからゆっくりくつろげる場所、そして何といても食べ物のおいしかけんあそこに行たてみゅうかなというようなことになってくると思います。

鹿島市内には、地場産の振興協議会、それから商工青年部などで地域の特産品づくりということで、今いろんなことを取り組んでもらっております。もちろん大前提としまして、能古見地区の皆さんがどう取られるかということが大事だと思いますが、このような市内の各種団体と色々な連携をとりながら、地域間の交流を図って今後の特産品づくりに努めていただきたいと思います。そのことについて御意見を伺いたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

先ほど都市建設のほうから答弁があったように、周辺整備の基本計画があると、それに従って、いわゆるハード的のところは順次整備をしていくというふうな答弁がありまして、実は6月3日にダムが竣工しましたですね、竣工式がありましたんですけど、その後、早速市長のほうから指示が来たのが、ダム周辺の活性化の検討会議を立ち上げろというふうなこと

の指示がありまして、6月末に組織を発足させております。市長と副市長、各部長、関係課長が入りまして、そこで検討いたしておりますけれども、さきに御質問のあったように、長崎県、いわゆる大村とか長崎県側からの集客をいかに図るかと、そういうのがポイントになってくると思います。

それで、今、具体的にいろんな団体との連携というふうな御質問でございます。商工青年部が以前何年か前に、丸木庭広場、あのダムの横のところで、ゆ〜ゆん物産祭りというのをされました。それは、もちろん食べ物もいっぱい出店をしていただきましたけれども、この趣旨が何であそこでされたのかというのが、大村市の商工青年部との連携、もう既にそのころから連携は意識されておったんですね。そういうふうにして取り組みをされましたので、非常に盛会、盛り上がったイベントだったというふうに記憶をいたしております。

そういうふうにあしまして、おっしゃるように地場産、それから商工青年部、それから地元の皆さん、いろんな団体と連携をしながら、我々もさっき申し上げました検討会議の中でも少し整理をしていきたいというふうに思っております。

**○議長（橋爪 敏君）**

2番松尾勝利君。

**○2番（松尾勝利君）**

今、産業部長のほうから、あそこは中木庭ダム、ちょうど大村と鹿島の境になりますが、やはり今後あそこが観光の拠点として、鹿島市のほかの観光地、祐徳院とかガタリンピックとかありますが、そのような地域の橋渡し役の拠点となればということで私も考えておりますので、このような地場産の特産品等をもって、皆さんがぜひここにやってきたいというふうな取り組みを今後も続けていってもらいたいというふうに思います。

続いて、試験湛水のことでございます。

昨年度10月より始められた試験湛水、現在までできていないということで、また今年度の10月から始められるわけでございますが、昨年度も要望いたしましたように、ちょうどその時期がノリの生産体制に入ります育苗期にかかります。そういうことで、先般も市のほうと漁協のほうと色々な話し合いをされて、栄養がなくなったときには緊急放水をしていただくというようなことで申し合わせをしてもらっております。昨年場合は中木庭ダムがたまっておりますので、岩屋川内ダム、それから横竹ダムから放水の応援をするというふうな約束をもらって、その試験湛水に臨んでもらったわけでございます。

幸い、昨年度はノリのほうでもそのような緊急の状況に至らなかったということでよかったわけですが、今年度もまたこの試験湛水が始まるということで、漁協のほうとしてもそういう場合に市のほう、あるいは県のほうと連絡をとりながら、応援の措置がいただけないものかというふうな気がいたしております。市としてどのようにお考えなのか、お話を伺いたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

先ほどの二枚貝の資源回復についての項目にもちょっと若干重複するかわかりませんが、改めて試験湛水の関係でお答えさせていただきたいと思います。

その渇水等でノリの生育に障害が出ると予想されるときにはダムの水を利用させてもらうのかという御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、ことしの10月から再度試験湛水を行うよう計画をされておられますけれども、この間におきましても、先ほども申し上げましたように、維持流量としまして片山橋付近で最低毎秒0.2トンの水を流す計画であります。

この試験湛水を始める時期から秋芽ノリの養殖が始まるということで、御質問のようにノリの障害が出ると予想され、緊急に維持流量以上の水を、0.2トン以上の水をダムから流す必要が生じた場合には、これも重複しますけれども、中川水系の観光水利権者との話し合いが必要になってまいります。このために、今月中に関係部落の代表者でつくります水利用連絡会を開いて会議する予定をしております。市としましても、先ほど市長が答えましたように、漁業者の方の御希望に沿うように、県と協議して対応していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今、御答弁をいただきましたが、水の管理ということは私たち漁業者に権利はございません。そういうことで、お願いをする立場でございますので、先ほどおっしゃられました水利用連絡会ですか、その方たちに、放水したときにはやはりすぐ欲しいわけですが、水が。そういうことで、今、堰がいっぱい立っております。その堰を倒して水の――倒してといいますか、そういう皆さん方にいろんな管理をお願いして、海のほうに水を流してもらうというようなことが出てくるかと思っておりますので、そういう話し合いをぜひしていただいて、対応に当たっていただきたいというふうに思います。

特に、本当にノリがちょうどこの葉芽期というのが一番大事な時期でございまして、そのとき悪かぎんたもう何もならんばんというようなことでございますので、市のほうとしてもこの対応にはぜひ十分な配慮をお願いしたいというふうに思います。

最後になりましたが、農地・水・環境問題、これはほかの新農業政策と一緒に現在取り組まれているということでございます。説明不足で地域の住民がいろいろ今戸惑っております。集落営農につきましても、資材費の払い込みが農協からお金を借りんばいかんとか、あるい

は土地改良費の払い込みができとらんけん、このままで集落営農ができるかいとか、今いろんな農業団体の中で悩みを持っておられます。

そして、この農地・水に関しても、構成団体がP T A、それから地域婦人部、消防団など、あらゆる産業団体が入って組織をされております。百姓はというか、農業者の方はこのことについてある程度理解を持っておられますけど、ほかの人たちは参加して何ですかというような、まだ理解の程度が十分できていないということが現状じゃなかろうかと思います。そういうことで、名ばかりの組織ではなくて、ちゃんとした組織としてやっていくためには、今後ともこの協議を十分やっていただきたいというふうに思います。このことについての答弁は要りません。

それから、一番最後になりますが、この農地・水・環境保全向上対策事業に対するお金の交付税のことについて今お伺いしました。今の答弁の中で、市のほうにある程度の交付金が戻ってくるというようなお話を伺っております。農地・水は大体77,000千円ぐらいの今年度の予算でございますが、今、交付金が10,000千円以上ですかね、戻ってくるということでございますので、そのお金の財源として、またその農地・水のほうに戻してもらえるというか、おかしいですけど、有効に市の交付税の措置で減額になったお金を戻してもらえるかということでございますが、どうでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

先ほど御説明をいたしました中身で、普通交付税では4,700千円の措置がなされました。あと特別交付税、これは年度末なんですけど、ここでも6,000千円程度の特別交付税の上積みは見込めますので、農地・水関係で言えば、総額でも10,000千円程度は従来よりは交付税で措置がなされるだろうというふうに考えております。ただし、先ほど若干申しましたように、交付税全体では昨年の44億円に引き続き、ことしは43億円ということですね、1億円の減額になります。というのは、農地・水で10,000千円ふえても、ほかの部門で削減があっているということですね。じゃ、削減をされた部分を即減らせるかということ、そうはまいりません。

例えば、先ほど申しましたように、農業費で申しますと、交付税は18年では240,000千円です。ことしは2億円ということですね。農業費全体でも40,000千円の削減が、10,000千円上積みがあったにしても40,000千円の削減があっているということになりますので、これは本当に前向きな御説明ができないことは心苦しい限りなんですけど、ここが交付税制度の落とし穴といいますか、ちょっと補助金制度とは違って、ある部門ではふやすが、ある部門ではそれ以上に減らして、総額で鹿島市分の場合は1億円、全国的にはやっぱり何千億円という削減になっていると、そういう状況でございますので、この分をまた農地・水に今年

度上積みするとかいうことは、ちょっと財源的には難しいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

大体予想された答弁だったわけでございます。実は、このことは77,000千円の交付の中から、市のほうに移行分、共通分と個別分ということで10,000千円以上、海の森事業とか排水機場の運営費とかにまた運用されております。そういうことで、話し合いの中で77,000千円あったと思ったぎんと、減ったばいということでございますので、せっかくこれだけ税の優遇措置があるならば、もう一遍この我々の事業に振りかえてくれんかいというようなお声もありましたので、それを踏まえてちょっとお願いをしていたわけでございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

いろいろな国県の補助事業等のメニューがあります。そういう場合に、鹿島市としてこの国県補助事業を採択するかどうか、つまり、これに手を挙げるかどうか、そのときにはいろんな財源関係は調べます。今、先ほど来課長が説明しましたような財源構造になっていますので、そういう財源構造になっているんならば、これは今の鹿島市の財政の中で採択はできると、そういう判断をしたものです。

それから、ちょっと先ほどのこと、数字の訂正をさせていただきます。私、中木庭ダムの680万トンの中で水道水用が180万トンと申し上げましたが、130万トンです。済みません。

それから、農地・水の問題に戻りますが、この財源内容と事業内容ですね、これも今まで私たちが農業関係で既に継続事業としてやっているもの、例えば農道の原材料支給とか、こういうものについて、市単独でこれはやっておりますが、こういうものもこの補助事業に入れ込んでいいということもわかったんですね。それも、これを私たちが鹿島市として手を挙げる一つの大きな要因になっておりますし、もっとさかのぼって申し上げますと、実はこの農地・水・環境保全向上対策事業ですか、この起案をした方は鹿島市出身の方なんです。今、農林水産庁でばりばりやっておられますが。昨年この方とお会いしました。ちょうど台風で塩害が出た、あの台風の直後にこの方とお会いして、そして、この事業の内容についていろいろ私も説明を受けました。そして、半月ぐらい前にまたこの方と夜ゆっくり食事をしながら、いろんな農業関係についても、こちらも御相談をするところはして、あるいは今の政府の方針等の説明を受けました。鹿島市とは非常に関係の深い事業でもありますし、また、内容面で財政的にも非常にこれは貢献をしてくれる事業ということで御紹介をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君、簡潔にお願いします。

○2番（松尾勝利君）

時間が参りましたので、これで終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で2番議員の質問を終わります。

次に、9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番水頭喜弘でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

大きく3点について質問をしてまいります。

まず、第1点は環境行政について、公共下水道及び浄化槽の取り組み。2点目が教育行政について、就学援助制度。3番目が乳幼児医療費助成についてでございます。

まず最初に、環境行政について、公共下水道及び浄化槽の取り組みについて。

水の汚れぐあいをあらわす物差しの一つとして、BODが用いられています。BODとは、河川や工場排水の汚染物質、有機物をあらわす数値で、この数値が大きくなるほど水質が汚濁しているということをあらわしております。魚が安心してすめる川のBODは5ミリグラムパーリットル以下と言われております。公共用水域の主要な汚濁原因は、家庭から排出される生活排水によるもので、生活排水対策の早急なる実施が求められております。生活排水処理に係る施設整備は、各市町村で算定される生活排水処理基本計画に基づいて実施されております。公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽などがあり、処理施設の特徴、人口密度、地形等、その地域に適合した効率的な施設が選択されているものと思っております。

家庭排水の中では、トイレのし尿が最も汚れているように考えがちですが、実は台所などから発生する雑排水のほうがむしろ処理が難しく、河川を初めとする環境を汚染します。汚染をあらわす指標であるBODで比べると、米のとぎ汁の汚れは、同じ量の水洗トイレからの汚水の約20倍、てんぷら油は同じ量の水洗トイレからの汚水の1,250倍という試算があるということでございます。わかりやすく言いますと、コップ1杯の牛乳を流すと、魚がすめる水に戻すには、浴槽1杯300リットルと見た場合、浴槽9杯分もの水で薄めなければなりません。さらに、使い終えたてんぷら油200ミリリットルを流した場合を考えると、何と浴槽200杯の水が必要になります。

さて、鹿島市の公共下水道は公共水域の水質保全、生活環境の改善並びに降雨による浸水など、水害を防ぐ目的で昭和61年度より事業に着手し、平成6年10月に一部供用開始されております。下水道事業は、基本計画は668ヘクタールになっておりますが、現在認可区域は365ヘクタールで供用開始215.7ヘクタール、接続率が71%となっております。

そこでお尋ねいたします。現在、接続率は約71%というふうになっておりますが、この数値はここ数年変わっていないように思いますが、その原因と今後水洗率を高める対策はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、教育行政について、就学援助制度についてお伺いいたします。

就学援助とは、経済的な理由により就学が困難な子供たちの保護者に対して、学用品、通学用品、またその費用、通学費や給食費、修学旅行の費用など、小・中学校で必要な経費の一部を助成する制度であります。近年、この就学援助の援助率が社会事情の変化により、急激な伸びを示しております。特に大都市圏では30%から40%に達しているところもあるようです。この数字の意味するところは、まさに格差社会の大きさを示すところでもあります。

以上申し上げましたが、是正策として就学援助は欠かせない施策の一つであります。そこで、鹿島市における就学援助の認定について、その基準や援助の内容、認定者数及び援助率の推移、もし増加しているのであれば、その背景、要因についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、3点目、乳幼児医療費の助成についてです。

国立社会保障・人口問題研究所の調べによると、日本の人口は平成18年の1億2,774万人をピークに減少に転じ、平成62年、2050年には1億60万人となると推計されております。このように、ますます深刻化する少子化を防ぐための支援制度の充実が求められております。

乳幼児医療費助成制度についての拡大は、若い親御さんの要望が多いことは御承知のとおりだと思います。現在、3歳未満児の医療費は2割負担ですが、1つの医療機関に300円を払えば、残りを県と市が半分ずつ助成するという制度であります。この制度を小学校就学前まで年齢を引き上げることが求められております。県のほうにおいても助成拡大が検討されているところでもあります。

子供には予測できない病気やけがが、特に4歳、5歳となると動きも活発になり、けがをすることも多いようであります。こういう予測できない医療費が家計に重い負担となって打撃を与えるのが実情であります。子育てアンケートで最も多いのが経済的支援を求める声であります。特に乳幼児医療費助成制度については自治体間の違いが明確にあらわれることから、本市がどこまで子育て支援を優先課題としているのか、その評価を受けやすい一つの施策であります。本市においては、3歳未満児までは窓口での300円負担で、3歳以上から就学前までは半額となっていると思います。就学前までを無料化した場合、入院のみの無料化した場合の試算、今後の拡充策についてお聞かせください。

以上で総括を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの水頭議員の御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、公共下水道の接続率について御質問だと思ひます。

現在、接続率が71%程度ということで議員御承知だと思ひます。これが、数字が余り変わらないのはどうということかという御質問だったと思ひます。これに對しましては、今現在北鹿島のほうで工事をやっております、年々供用開始できる区域が広がっていきます。これに從いまして、接続できる家庭も広がっていきます。ですから、その数字を全体数字で割っていきますので、ふえても数字的には極端にはふえないという状況があります。

先ほど議員発言の中にありましたように、平成18年度末で215.7ヘクタールの供用開始と言われたと思ひます。18年度は211.2ヘクタールでございました。したがひまして、4.5ヘクタール伸びております。これからすると人口も、その面積に對しての人口が91名増になっています。この人口に對して計算をしていきますので、数字的に七十数%というのがなかなか大きくなれないという現状にございます。

それから、この接続率を高める方法をどういふふうを考えているかという御質問だったと思ひます。下水道の日というのを9月10日ということで定めていただひております。私たちは、北鹿島を含みます供用開始区域に啓發文書を各家庭に配っております。それから、9月8日には佐賀新聞紙上で、この9月10日の下水道の日の広告を行っております。それから、昨年も行いましたけれども、近い日に各家庭への訪問、これは部課長さんに応援をいただきながら推進を図ってまいりたいと思ひます。

ちなみに、昨年各家庭を回りまして推進活動を行ったわけですけれども、まず大きくは、経済的な理由というのが一番大きく数字として約30.9%出ております。検討しているということ言ひていただいた家庭が26.5%、これは中心には北鹿島のほうが多かったように思ひます。あとは家屋の老朽化、あるいは老人家庭、改築の予定が今ない、こういうのができていない理由として集約をいたしております。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、就学援助制度についてという御質問で2点あったかと思ひます。認定の基準はということでの御質問と、認定者数、その推移というふうなことでの御質問にお答えしたいと思ひます。

認定の基準でございますけれども、基本的には保護者からの申請を受けますと、教育委員会では学校長とか担当民生委員さんへの調査をいたします。そして、最終的には収入等の基準に該当すれば認定ということになっていきます。認定されれば、学校、あるいは本人に通知というふうな流れで事務を行っておりますところでございます。

それから、認定の人数でございますが、16年度から18年度のデータを手元に持っておりますけれども、ここ3年間見ておきますと、人数、金額ともほぼ横ばいというような状況でございます。認定率は鹿島市の場合、5.2%となっておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私のほうからは水頭議員の乳幼児医療費助成の関係の御質問にお答えをいたします。

まず、冒頭申し上げますが、鹿島市といたしましても乳幼児医療費助成というのは児童福祉の重点施策の一つということで位置づけをしております。そういうことで、いろいろな施策を行っておりますが、具体的に申し上げますと、昨年8月の受診分から、それまで3歳児の歯科の医療費のみの助成を行ってございましたが、それを大きく改善をしております。当然議員御存じだと思いますが、就学前までの医療費の2分の1の助成を行うということで、制度改正を行ってきております。このことによりまして、保護者の方の医療費負担軽減に役立っているということを私たちは思っているところでございます。

先ほど議員のほうからも申されましたが、県のほうも実はまだはっきり決定をしておりますが、ことしの11月の受診分から、就学前の入院の部分の、入院のみでございますが、医療費の助成を予定されております。ただ、県の助成は県と市と合わせて2分の1ということで、県の相当額は4分の1ということでございますが、うちはもう今の段階で2分の1の助成をしておりますので、うちが実際やっている部分の内数ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど数字的な御質問をいたされましたが、就学前まで全額助成をやった場合、試算をすればどのくらいなのかということをおっしゃられました。これは今までも議会の折に答弁をさせていただいておりますが、40,000千円から45,000千円程度と試算をしておるといってございました。これは、内容的に申し上げますと、今までのゼロ歳から3歳未満の医療費助成が約35,000千円から36,000千円程度、助成実績がでございます。これで、3歳以上も同じ率で病院にかかったということを仮定いたしますと、それからもう1つ要件がございまして、3歳未満の方は医療費の負担が2割でございます。3歳以上、就学前までは3割になっておりますので、その辺を勘案いたしまして40,000千円から45,000千円程度必要であろうというふうな予測をしております。

それから、もう1点の御質問の入院のみを助成した場合どのくらいになるかということでございますが、まだここについては具体的には詰めをやっておりません。ちなみに、入院といいますのは状況がかなり変わります。その月に10件出てくる場合もございまして、ゼロというケースもございまして。この部分をことし19年度に限って申し上げますと、4月から8

月までの実績で21件の370千円程度の助成実績がございます。当然これは半額ということの助成にしておりますので、満額で5カ月分で約750千円程度の経費がかかっているということになります。

ただ、これは先ほど申し上げましたように、まだあくまでもこの実績というのは大幅に動いてくるということもあり得ますので、今の段階でどのくらいになるかという試算は非常に難しいかと思えます。それで、今後1年間、あるいは2年間の様子を見ながらということも含めまして、具体的な数字がどのくらいになるかというのは、通院と違いまして入院については非常に難しゅうございますので、ここではお答えについては、数字的なお答えはできかねますので御了解をいただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

どうもありがとうございます。

じゃ、最初に浄化槽の問題についてちょっと質問をしてみたいと思えます。

今、課長答弁の中でいろいろと、この数字が余り変わらないのは要するに供用開始が拡大して、次、拡大し、また拡大する、こういうことでずっと変わらないんじゃないかという、そういう御答弁じゃなかったかと思えます。特にこの供用開始については、今215ヘクタールですけど、去年からすると大分ふえているということを言われたと思えます。

ところで、残りの約30%の未接続ですね、これに関しては経済的な理由が30.9%、検討しているが26.5%、家屋の老朽化とか老人家庭とかいろいろ言われました。例えば、ちょっと言い方が反するようではすけれども、この公共下水道の供用開始をされたところは、この中で浄化槽を設置されている家庭もあると思うわけですよ。そいぎ、これはやっぱり下水道に接続しなければならないと思っておりますが、その点はどのように指導されているのですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問は、公共下水道の認可区域内にある浄化槽設置者の公共下水道に接続する問題だと思えます。

下水道法によって私たちはやっておりますけれども、下水道の供用開始が始まった区域につきましては、浄化槽を設置しておられても、これにつないでいただくということで指導をいたしております。したがって、家庭内の施設はそのままにして、浄化槽に入れられているパイプをそのまま、公共下水道の公共ますというのを各家庭につけますので、そこに取り継いでもらうという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

要するに供用開始されているところによっては、つなぐことを指導しているということですね。じゃ、そこを要するに浄化槽をされているところは、結局、例えば、そこをどういうふうにされているのか、砂で埋めて、そしてそこに管をつないでいるということですかね。

そしたら、せっかく設置されている浄化槽ですよ。やっぱりお金も大分かけられて設置されていると思います。それを結局接続するように指導されていますが、これを単純な話、ちょっと私わかりませんからお聞きしますけれども、埋めるんじゃないか、その浄化槽というのはかなりもてるんじゃないかと思うわけですね。ちょっと僕わかりませんからお聞きするんですけど、じゃ、これを要するにつなげるんだったら、それを今度例えば、再利用とか何とか、そういうふうにしてほかのところの浄化槽、公共下水道区域以外の中に取りつけができないか、そういうのはちょっとわかりませんので、単純な質問ですけど、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

下水道の供用開始区域にある浄化槽の要らなくなった槽を別のほうで使えないかという御質問だと思います。

もちろん、その機能がそのまま可能であれば使うことはできると思いますけれども、基本的に供用開始区域について、新しい浄化槽というのはつけられていないと思います。といいますのは、浄化槽につきましては、うちのほうから補助をやっております。補助をしますけれども、この公共下水道の認可区域については補助を出さないことになっております。したがって、補助をもらわないとするならば、この公共下水道の認可区域には合併浄化槽は新たにつかないと。ただ、いや、補助は要らないからつけるという方も中にはやはりいらっしゃいます。こういう方は市の補助を受けられないで自分のお金を出して設置をされているという状況にありますから、その方たちはどうしても公共下水道につなぐということに対しては協力が得られていないというのも今、市内で一、二、見受けられていると思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

1件でもないということはないということですね。そういうあれですね。結局、僕が何でもこれを言っているかということ、せっかく浄化槽に、例えば、補助じゃなくても個人的にも設

置かれて、そしてそれをまたつながれるとなったら、必ずつないでもらうとなったら、二重投資につながるんじゃないかと思って、ここでちょっと疑問がわいたもんで質問をしております。

これの浄化槽というのは5年、10年じゃないわけですよ。かなりもてるわけですよ。だから、このことに対して、せっかく浄化槽をされている中を、浄化槽の処理能力、それからまた下水道の処理能力に匹敵するような、そういうすばらしい浄化槽でございますので、昔は単独と合併と言ったんですけど、今はもう浄化槽と言っているんですけども、そういうことで疑問がわいたもんで、この質問をさせていただきました。

ところで、話は次に移りますけれども、この公共下水道の計画区域は668ヘクタールですよ。鹿島市において、それ以外の地域は今後どのような対応をされているのか、これをお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

公共下水道なり浄化槽をしていただくというのは、先ほど議員も言われたように、環境のため、水のためというような状況の中で進めております。そういう中で、668ヘクタール以外の市内の推進をどういうふうに図っていくかということですけども、これは、我々はこの浄化槽、今までは合併浄化槽と言っておりましたけれども、この浄化槽を、これをできればつけていただきたいと。ただ、どうしてもこの浄化槽なり公共下水道の施設を取りつけますと、家屋の便所の改装というのが必要になります。そういうことで、その推進をいたしますと、どうしてもそこに費用がかかるというようなことで御意見をいただきます。しかしながら、我々といたしましては、できるだけ多くの皆さんに環境の取り組みを理解いただきながら、浄化槽、ないしは公共地区は公共下水道、これを推進していきたいと思っております。

なお、668ヘクタールは公共下水道の全体区域でございますので、今認可区域は365ヘクタール、この差の分についても、ここについては浄化槽をぜひ推進をしていかなければならないと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

公共下水道とか、それから汚水処理に関して、少し基礎的なものを取りまとめてちょっと御説明をしたいと思いますが、先ほど課長が言いましたように、主に都市計画区域の中、これは公共下水道でできます。それ以外は公共下水道事業でできませんから、農村集落排水とか漁村集落排水とか、別の処理の仕方があります。そして、鹿島市の場合、現時点では公共

下水道計画区域に入っているところは公共下水道でいくと、それ以外のところは当面の間、合併処理浄化槽でお願いしますと、ここで大きく2つに大別できますね。

それから、もう少しこれを厳密に言いますと、都市計画区域に入っている、しかも公共下水道の計画区域に入っている、しかし、今当分、公共下水道が自分のところまで伸びてこんど、こういうことに関して、いわゆる下水道の計画区域内であっても、今後8年以内に実際に汚水管線が伸びてこない地域については合併処理浄化槽の補助もしますと、これは法律事項でもそういうふうになっていると思います。鹿島市はやっております。

そういうことで、一応頭を整理していただきたいと思いますし、また、この公共下水道事業であります、これも基本的なものとして2つあるわけですね。汚水処理と雨水処理ですね。そして、今議論になっている、あるいは御質問のこの区域の面積、あるいはその拡大をどうするかとか、加入者数が幾らぐらいあるかとか、これは汚水が対象です。この汚水には、先ほど議員も言われましたように、いわゆるトイレの汚水排水と生活排水ですね、ふろの水とか炊事場の水とか、こういうものに大別できます。そして、この鹿島市の特徴として、これだけ巨額な公共下水道事業に対してお金をつぎ込んでいるのに、汚水としての公共下水道のエリアがなかなか広がっていない、あるいは加入者数も少ないじゃないかと、こういうことは確かにあるわけですね。

しかし、これはなぜかといいますと、鹿島市の、特に市街地の宿命的な地形上の問題なんですね。いわゆる天井河川、こういうものがあるので非常に排水がやりにくい。したがって、鹿島市はまず公共下水道事業をやるに当たって、雨水対策に相当の力を注がざるを得ませんでした。つまり、予算配分もそちらに配分をしなければいけませんでした。それはすなわちポンプ場整備でありますし、それから雨水路ですね、水路、こういうものの整備に相当つぎ込んでまいりました。したがって、もう1つのものでありますこの汚水対策がなかなか、かけたお金のようにはエリアも拡大はできなかつた、こういうジレンマといいますか、宿命的なものがあるわけでありまして。

したがって、この公共下水道事業というのは、いろいろな要素も含んでおりますが、そういう基本的なことを御理解の上、今後も私たちもこれは力を入れていきますし、議員の皆さん方にも御理解、御協力を賜りたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

市長言われたとおり、公共下水道にはかなりお金を必要といたします。これは理解できます。今言われた、要するに668ヘクタールの計画区域内であっても、都市計画区域であっても、今後8年間もう管が伸びてこないということの状況であったならば、これはもう浄化槽でいきますということですね。（発言する者あり）浄化槽に補助をしますということですね。

わかりました。はい、そう理解してよかですね。

それで、今言われた地形上の問題、それから雨水対策、いろいろ言われました。じゃ、鹿島市としての下水道マップですね、要するに今言われた、この地域は公共下水道、ここは浄化槽、またその地域では何が一番効率的でいいのか、例えば集落排水とか、何が一番効率的でいいかという、そういうものの計画を作成するものですけど、その下水道マップというのは現在できているんですか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えします。

先ほど市長のほうから8年という話もあったわけですがけれども、これは認可区域外、先ほどから言っている認可区域が365ヘクタールですから、それ以外で668ヘクタールまでありますから、そこの分については補助をするというような言い方をしたと解釈をしていただきたいと思えます。

今、下水道マップの話でございますけれども、うちのほうは公共下水道とその区域外については浄化槽で進めるということで来ております。したがって、下水道マップという形では用意をいたしておりません。鹿島市内の公共下水道区域668ヘクタールを指示した区域、それに現在認可をしている365ヘクタールの区域、これの区域図を示した図がございます。ですから、先ほど議員言われるように、農業集落でありますとか、漁業集落でありますとか、コンプラでありますとか、そういうおのおのの計画というのがございませぬので、そういうのを入れたマップというのはつくっていないということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

マップはないということですね。結局、将来的にこれからずっと計画を立てていかれる、ただ単純に公共下水道のエリア以外は浄化槽でいきますよとか今答弁されたですけども、それじゃなく、僕が言ったとおり、やっぱり将来の長い、結局ここ5年か10年で終わる事業じゃないわけですよ。だから、将来的に見た場合に、ここはこれでいきますと、ここはこれでいきますということの計画をやっぱり図で示されて、計画を示されて、それはやっぱり市民の皆さんも、ああ、こういう計画になって、鹿島市の将来はこうなっているなど理解できると思うわけですよ。でも、今答弁で言われたのは若干僕のマップとは違うような気がしますけど、再度お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えします。

ですから、先ほども申しましたように、農業集落排水施設整備事業とか、ほかの事業を取り組むということになれば、その地区地区を示した地図が必要だと思います。ただ、鹿島の場合は公共下水道事業区域以外については、すべて浄化槽でいくということで考えておりますので、鹿島市の公共下水道事業地区を示した地図がございますので、それ以外については浄化槽の区域だということになりますので、その地図は持っているということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。午後1時より再開いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

午前中にいろいろ答弁をされた中で、マップの問題でいろいろ質問をしているんですけども、課長は、要するにエリア以外は浄化槽でいくんだからということ言われて、そういうことで考えておりますという答弁をされたわけですね。

それで、要するに浄化槽でいくと言われたわけですよ。そしたら、過去に農村集落でいくのか、漁業集落排水対策でいくのかという議論があった中で、そのときには時期尚早ということで、今公共下水道を始めたばかり、着手したばかりであるんだという話があるんじゃないかと思います。要するに、2つの同時進行はできないんだということ、そういうのはあっていると思いますけど、どうでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えします。

当時、この公共下水道に入るときに、公共下水道区域をどういうふうにとるかというときには、各部署については漁業集落排水整備事業、あるいは農業集落排水整備事業を進めたらどうかということでの下水道マップをつくりまして、そして、鹿島市は公共下水道とそれ以外については浄化槽でいくということで決めて、現在これを進めているという状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

何かこう、今の答弁のちょっとわからんごた感じがしますので。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今ちょっと課長に確認しましたが、鹿島市の都市計画区域ですね、指定区域。ここはほぼ公共下水道エリアに入っているということでもあります。

したがって、公共下水道事業というのは、先ほどもちょっと触れましたが、都市計画区域に入っているということが、まず最初の条件ですね。例えば、町村なんかで都市計画区域を指定していないところがありますが、こういうところではもう公共事業はできませんし、市においても都市計画区域以外はできません。

そういうことで、じゃあ鹿島市内の都市計画区域以外をどうするかということで、先ほど言いましたように集落排水事業等がありますが、これは現在の財政力では公共下水道事業と並行してはできかねるということで、公共事業のエリア外の人については合併処理浄化槽でやってくださいと、それについてはこれこれの補助をさせていただきますと、こういうやり方であります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今市長が言われたとはわかります。要するに、先ほど答弁いただいた地形上の問題とかいろいろですね、そういうとがやっぱり絡んでくるし、結局、鹿島市の将来はどのようにしてやっていくのか。例えば、エリア以外の人たちはどう守っていくのか。将来の、今単純に浄化槽だけでいきますよと言われてました。その浄化槽についても、結局いろいろな浄化槽にもシステムがあると思います。個人設置型、また市町村設置型ですね。そいぎ、そういうふうにしてただ負担をかけない、そういうやり方で、ここはやったがましやなかろうかというものも多分あるんじゃないかと思えます。そういう意味で、将来の、これは10年、20年先に終わるものじゃないと思えます。これは相当長い期間を要する事業と思えますので、そういうもので示したほうが、市民の皆さんも、よし、意欲を出して、ここはもう負担はあるけれどもやろうという気持ちも、そういう意思も出てくるんじゃないかと。これが、要するに今市長が言われる有明海の再生にもつながってくると思うんですけど、その点はどうかね。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

公共下水道事業に加入するためにも、加入をして実際汚水幹線とつなぐ。これにしても、それから合併処理浄化槽にしても、どっちみちお金が要るんですね、個人の手出しが。そのどちらの手法でやるかというのが、まず1つあると思います。あとの維持管理費というのは若干やっぱり差がありますけどね。したがって、合併処理浄化槽を個人の意思でやろうとする人については、ほぼ漏れのないようにということで合併処理浄化槽に対する助成をしていくと、こういうことでカバーをさせていただきたい。

それからもう1つは、今言われますように公共下水道事業であるにしても、集落排水事業にあるにしても、いわゆる人家が集積しとるところしかできないんですね。物すごくコストがかかるんです、ばらばらのところまで全部つなぎよったら。そういうところについても、できないところについてはやっぱり合併処理浄化槽と、こういうふうなことになると思いますので、今現段階ではそういうことでお願いを申し上げたいというふうに思っております。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

もう市長の言われることは十分わかります。ただ、結局はその負担の問題で、さっき申し上げました単独と市町村の場合には全然負担が違うわけですね。それは、これから取り上げようと思っているんですけども、結局、実施主体はもちろん市町村ですよ、市町村設置型は。そして、当該年度内に20戸以上の浄化槽を整備することということになっていて——20戸以上あったらですね。しかも、個人設置型は5人槽の場合、大体890千円かかるのに53.4万円ですが、市町村設置型の場合は住民負担が10%で90千円でいいという、そういうものがあるわけですよ。

で、もうわかります。ただ、我々が、例えば公共下水道——我々は浄化槽です。その浄化槽の場合には、要するに自分が全部、その一切を負担しなければならない。最後の処理全部、1年に1回のくみ取り、それからあと途中の法定、いろいろな検査、2カ月に一遍の検査、それがあってですね。いろいろ差があると思うんですけど、60千円近く年間に払っています。

公共下水道を接続されている方は、使用料で賄われていると思うわけですよ。だから、そういう面で、じゃあ維持管理費はどがんすかって。維持管理費は年に6億円近くですか、やっぱりつき込みをされているわけですよ。じゃあ、我々は、結局は全部自己完結でやっていけということで、もちろんそういうふうでやってもいますし、それで、これからどんどん、例えば浄化槽でいくと、じゃあふやしますよと言うた場合には、それなりの、今は個人設置の場合の負担が、さっき言った500千円近くしなきゃいけないということになりますと、どうしてもですね、今はそういうことで、例えばお金の問題でも相当あれしてくるし、結局は、浄化槽が今度はどんどんどんどん進んでいくかというぎ、それもやっぱり、も

う何十年かけて進んでいくのかといったら、ちょっとこう疑問にも感じてきますし、その点はどう思われますか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

結局、負担の公平さということをおっしゃられると思うんですね。それは確かにですね、申しわけないことですが、実際格差があるんですね、現実には。ただ、これを市町村型にすると住民の皆さんの負担は小さくなる。しかし、その分、市の負担はふえますね。だから、市全体の下水道事業に対する、集落も、市町村型も、それから公共下水道も全部含めて、用意できる財源というのは一定なんですね。だから、そういうところから言いますと、じゃあ申されますような形にできないことないんです、理論上は。しかし、そうするためには、今の公共下水道事業の市民の皆さんの負担を上げて、その財源を捻出してそっちに回すと、こういう格好になるんですね。

だから、その負担の格差というのは重々承知をしながらですが、やはり今公共下水道事業でやっているところは、市内でも一番やっぱり家屋が連担しているところですね、エリアとして。そういうところを優先的にやらざるを得ないと、こういうことですので、当然今のお申し出は、これは間違いでも何でもなくて、そうするのが一番よかったかもわかりませんが、それをするには数年かけて、そして公共下水道の個人負担を多くするというふうなことでしか今のところ財源が捻出できないと、こういう格好にありますので、今のやり方を踏襲させていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

もう市長が言われるのは十分わかります。ただ、将来の、長い長い目で見た場合を僕は言っているわけですよ。だから、それを、例えば将来の計画としてマップができていたらということで僕は申し上げていますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

次に、今言った市町村設置型ですね、これは地区を限ってというか、例えば浜町ですね、今伝統的建造物群のそこの一角でもこれをされたら、相当この水の処理に対してもかなりの、またあちこちから見えます。例えば、城島町、それから神崎市ですか、いろいろそういうとで市町村設置型で取り組んでいるところもあります。それに限ってやられて、それでも僕は内外への宣伝にもなるし、また、水の浄化、有明海の浄化にもつながると思いますけど、その点はどうでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

確かに、重伝建指定地域を優先的にということもわかりますが、実は、門前商店のほうからも以前から、公共下水道が早くできないかと、そういうふうな声もあるわけですね。それをやり出しますと、あそこもここもというふうな感じになりますので、ちょっとそれをするについても十分な議論と、それから合意というものが必要でありますので、ちょっと今の段階で具体的に、じゃあそっちの方向に進もうということにはならないということであります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

この浄化槽の問題を何で僕が言うのかといたら、さきの3月議会でも申したと思うんですけども、やっぱり住民の方が新築されて浄化槽を設置したと。そして、ああ、これはもう本当に、家庭排水、それから汚水を全部処理できるとはすばらしいことだということで、されました。ところが、いざ開始してみたら、1年に一遍のくみ取り、それから2カ月に1遍の検査、それから1年に一遍は、びっくりしとったら、また来ましたということで、1年に一遍、環境何かで来られたということで、法定検査ですかね、そういうあれで来られたということで、びっくりされているわけですね。だから、そういう面で、僕はこの問題を3月議会も取り上げ、今回もまた取り上げさせていただきました。

で、もう1点ですけど、実は3月議会で、僕は鳥栖の例を引っ張って言ったですよ。それで、そのときの課長の最初の答弁では、7人槽でした場合に計算して1千円ぐらいの差がありますということでは言われたですね。それで、これを今度昼からの答弁では、3.3人槽でした場合にはこうなりますよと答弁をされたんですけど、実際この浄化槽には、僕はわかりませんが、10人槽と7人槽と5人槽とほかにも何かあるとですかね。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの御質問は、浄化槽の人数の関係じゃなかったかと思います。通常、家庭用としては5人槽、7人槽、10人槽という言葉で言っております。ただ、人数が多くなれば多くなるほど、例えば学校とかは200人、ホテルだったら500人槽とかいう形で、10人以上の槽はずっと大きいのがございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

いや、それはわかります。ただね、鳥栖の例を引っ張って言ったのは7人槽で言ったわけですよ。じゃあ、鹿島市に今現在設置されている槽はどのような状況で、例えば10人槽、7人槽、5人槽はどれくらい今設置をされているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えいたします。

手持ちの数字が、パソコンに入れた数字で今日現在という形になっています。それともう1つ、公共下水道の区域の分も若干入っているかと思えます。そういう数字で申し上げたいと思えますけれども、5人槽が183基、7人槽が634基、10人槽が264基、それ以上、例えば学校とか公民館あたりの大きいのが101基ということで今データを持っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

別に今の質問は、学校とかなんとか、そういうことを聞いていません。ただ個人的にね、家庭ではどうですかということを知っているわけですよ。それに10人槽と7人槽と5人槽があると。一番多いのは7人槽と言われたわけよね。じゃあ、7人槽が一番多いから7人槽を平均して、そういう計算が成り立ってされているわけですよ。だから、3.3人ということは、3.3人槽がもしあったら探してきてくださいよ。そういうものはないと思います。そういうことを僕は言っているんです。だから、もういいです、このあれはね。僕はそこが言いたいんです。よかですか。まあ、そういうことでわかればいいですけど、何かありますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問の中で、3.3人槽という言い方をされたと思えますけれども、これは前回、私たちが普通言葉で言う槽は5人槽、7人槽、10人槽と申し上げることは言っていると思います。今、鹿島の人口の中で、1世帯当たり3.3から3.6人ぐらいが1世帯におられるという意味で、3.3と多分答えていると思えます。ですから、3.3人おられるとするならば5人槽を基準に考えるということで、先般この使用料なりについてお答えをしたと思えます。この槽は、5人おるから5人槽という形じゃなくて、家の面積も加味されますので、極端に言うと、5人おられて、家があるわけですから、5人おられたら7人槽を我々は勧めしております。だから、3.3人とすれば5人槽を勧めているという意味で、5人槽を御案内している状態です。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

ちよっとう僕の考えとは違うごたです。ちよっとう理解できない。次に進みます。もう時間もないのです。

次に、教育行政について、収入等の基準に基づいてやっているということで今いろいろ答弁をいただきました。率とかそういうところでは確かにほぼ横ばいということでは言われましたけれども、申請、それから支給の品目とか、こういうとが、さっきいろいろ言われましたけれども、じゃあ鹿島市の場合に、これは認定の基準というですかね、これは各自治体によって所得の基準というものがあって違いがあるように思いますが、鹿島市の場合の認定基準とか所得額というものは、何をもとに設定されているのですか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

所得の基準ということでございますけれども、その家庭、家庭での生活者の人数とかいろいろ違います。そういうことから、基本的にはその家庭の収入額と、その家庭における最低生活費との比較ということで判定をさせていただいておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

各家庭においてその人数が違うので、それに応じてですね、この認定の基準というのはいろいろあると思うんですけれども、ちよっと僕の勘違いか知らんですけれども、例えば世帯の所得の合計等とか、それから基本的には生活保護の基準額を基準にして認定されているんじゃないかと思うんですけど、その点はどうですかね。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

議員言われますように、申請家庭の総収入額をまず把握いたします。収入額です。それから、それに対しまして、その家庭での最低生活費が幾ら必要であるかというのを計算いたします。その比較によって、認定するかしないかということになります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。で、例えば自営されている方が、所得ということをおっしゃるんですけど、自営されている方で、去年は何とか仕事もあってやってきたと。ところが、ことしは収入がなくて生活が大変であると。要するに、急激に収入が激減して生活が大変であるということも耳にします。そういうとき、そういった事情を加味して、さまざまな角度から柔軟な判定をしていくべきであるというふうに考えますが、この点はどうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

基本的には、やはり前年度の収入額、所得額を基準として判定をしていくわけでございますけれども、先ほど議員おっしゃる通りに、今年度、例えば会社をやめられて今年度は収入がないというような方につきましては、それはそれとして、今年度の収入をお聞き取りしながら判定をしていくというようなこととなります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。就学援助で申請に来られますよね。その中で、例えば奨学金とか、それから生活保護が受けられるとか、そういうふうに立場、立場でいろいろあると思うわけですよ。申請者の中で、こういう話の中でですね。そういう中で、これはこの制度がいい、これはこれがいいんじゃないかという、そういうものが、これはこの制度が使えますよとか、そういった相談窓口をですね、例えば教育委員会が各課といろいろな連携をとりながらやっていただきたいと思いますが、その点は何かこう、どのような見解を、どのように思われますか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

この就学援助の生徒につきましては、基本的には学校なり、それから民生委員会なり、それから、これはまた福祉の窓口のほうにも、児童扶養手当の現況届あたりで見えられるときには、我々のこの就学援助のチラシあたりを差し上げまして広報を申し上げているところでありまして、基本的に、ある程度やはり学校からの紹介というのがありますけれども、福祉の窓口からも、逆にこういう制度がありますよということで我々のほうにお見えになるケースも多々ございます。

そういうことで、担当といたしましては福祉、それから学校、それから教育委員会と連絡を密にしながら、いろいろな御相談者に対応できるような形での相談体制は行っておるものと考えております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

これで最後にしますけれども、最後に教育長にちょっとお伺いしたいと思います。

要するに、就学援助、鹿島市の場合には、今課長が答弁された中では大体横ばいということと話をされたと思います。こういう時代は、さっきも申し上げましたとおり、格差社会の時代でございます。それで、格差の拡大、そういうものが、子供たちの間でも社会のこういう問題でまた大きなストレスを抱えているんじゃないかなという気がします。就学援助とか、また奨学金というものは、有力な格差是正の策の一つだということできっと申し上げましたが、もちろん国にも早急に格差是正を求めていかなければならないわけでありまして。しかし、当面はこの問題に対しては充実したものをつくっていかねばいけないと考えていますが、そういう面で何かあったらよろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

要は、援助を必要とする家庭とか子供たちを含めてですけれども、その掌握をより正確に、しかも丁寧に行っていくことが必要であろうというふうに思います。今ありましたように、一定の要件というのがありますので、ここに合致するかどうかというのがもちろん基準になるわけですが、できるだけ多くの情報収集というのが当然必要になりますので、直接、間接にそういうものをしっかり集めて、誠実に対応しなければならない問題だというふうに思っております。

ただ、やりとりの中で、どうしても幾らかシビアな内容といいますか、ある意味やむを得ないところかと思っておりますけれども、やっぱり伝えるべきはきちんと伝えて、わかってほしいところは周知を図るということは必要であろうと思います。しかし、基本は、何とかしてやれないだろうかという気持ちはいつも持っているわけですね。だから、いま一度、制度の趣旨というのに立ち返って、当然のことですけれども、丁寧に、親身になってかかわってきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。財政的な面もありますし、学校では教育の中でそういった格差を生じないような施策を、どうかぜひよろしくお伺いしたいと思います。

次に、乳幼児医療費助成についてですけれども、いろいろ課長のほうから答弁いただきまして、今、制度も十分説明を鹿島市がやっていることもお聞きいたしました。これは財政が絡んできますので、かなりの、40,000千円から45,000千円ぐらいですかね、そういう財源が要るといってかなり厳しいですけど、やっぱり少子化対策、また、結局将来のことを思えば、これはもう当市としてはやるべきことで、国がやってくれば何てことはなかですけれども、やっぱりこれは市単独事業でやっていますし、そういうところでいろいろ無料化に取り組んでいるところもあるし、また2分の1助成しているところもあるし、いろいろあります。

そういうような中で、さっき答弁の中で、11月より県が入院に限り4分の1の助成ということでは言われましたけれども、大体、それは鹿島市にどのくらいぐらいのあれがあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、まだ試算の段階ですので、はっきりその額ということは申し上げられません。昨年度うちが8月の受診分から約半年間、それから今年度4月から8月までの実績が出ております。それをもとに、それが大幅に変わらないということで試算をいたしますと、年間300千円から400千円になるかと思えます。ただ、今年度につきましては11月の受診分からということになりますので、150千円から200千円程度の県費補助という形になるかと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

150千円から200千円という、それくらいの額というところかなり厳しいですね。県のほうも、もう少しやっぱり力を入れていただければいいんですけども、それはあれとして。

それから、国においても、こういうふうにして医療制度改革によって乳幼児に対する自己負担が、対象年齢が3歳から6歳、就学前までそういうふうな動きがあっていると思いますが、これになった場合には何か自己負担額というですかね、そういうものも若干変わってくるんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

健康保険法という法律がございます。この中で、現在は3歳未満の医療費につきましては2割になっておりますが、来年4月から、3歳から就学前までを2割に変えるということで決定がなされております。当然この2割というのは保護者の負担分が3割から2割に減ることになりますので、額的にはそれだけの減になるということで御理解をいただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

最後になりますけれども、こういう例を聞くもんでですね。今現在は償還払いになっているわけですね。いつやったですか、窓口に来られたお母さんから話を聞いたあれですけども、領収書とかを持って見えられているわけですよ。それで、きょうはどのようにして来られたですかと聞いたら、半日仕事を休んで参りましたと。これは請求しなければならないので、領収書を持ってきました、ということを言われました。

本来ならば、仕事を休んで持ってこなくても、今は窓口で一たん払って、領収書を市に持ってこられていると思いますけれども、持ってこなくて、わざわざ仕事を休んでまでも、そうしなければならないかと、それを疑問に感じたわけですよ。一番いいのは現物支給だと思うんですけども、それにはかなりのお金も絡んできますし、また、医療になればレセプトあたりもかかってくるし、今度は病院の問題、それからいろいろかかってくると思います。

ただ、福岡とか、そういうところでは現物支給をやっているところも、また市、町でもあります。また、長崎とか大村でもやっています。そういうふうで、そこを急にせろというのは、それは財政的にもかなりの負担があるし、病院との話し合いもしなければいけない。ただ、お母さんたちは、領収書を持って、わざわざ仕事も休んで来なければならない。ますます、今度は子育てに対してかなりの負担を感じられているんじゃないかと。金銭的にも、精神的にも、肉体的にもですね。だから、そういうもので何かいい方法でもあったら教えてくださいというあれで、ちょっと最後ですけども、質問をいたしました。何かあったらよろしくをお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

医療費の助成には2通りございます。先ほどおっしゃられましたように、現物給付という方式と償還助成という方式がございますが、簡単に御説明いたしますと、現物給付というのは今の3歳未満の乳幼児に対して実施されている制度でございます、病院のほうで各医療

機関ごとに300円お支払いをいただければ、それ以降の手續については病院のほうで手續をしていただいて、そして保護者の負担、申請事務は必要ないという制度でございます。

今うちを含めて、ほとんどの自治体がとっている制度というのは償還助成という制度でございますが——償還払いですね。これは、一たん病院のほうでお支払いをいただいて、その領収書を持ってきていただいて、うちのほうが補助をするという制度でございます。現在、佐賀県では、現物給付、これは国保連合会を通じて、病院のほうのデータを国保連合会のほうに取りまとめをして処理をしてもらっています。当然、県内全部一緒の制度、県内の23市町が全部同じ制度でやっている場合は、県内のどこの病院、あるいは歯科、調剤薬局等を含めて一緒の制度ですので、同じにできるわけでございますが、今県内でもいろいろな助成制度をやっておりますが、県下統一した制度じゃないと、この現物給付という制度は非常に問題がございます。例えば、鹿島の方が鹿島市内であればこの制度でいくということにしても、鹿島の方が、例えば市外の病院にかかれるケース、あるいは市外の方が鹿島の病院にかかれる場合は、ここの事務というのが非常に煩雑になります。当然この病院の方の了解といえますか、医療機関等の御了解が必要になります。今、県内では統一したルールというのできておりませんので、例えば県内全部が同様の制度を取り組めば可能かと思いますが、現時点では非常に難しいということでございます。県内的にも、ほかの町村すべて3歳未満は現物給付の方式をとっておりますし、それ以上の制度をつくっているところについては償還助成の方式をとっております。

ただ、償還助成ということで、先ほど申請に来るのに休んで来なければならないということでおっしゃられましたが、確かにその辺は大変だと思います。現状を申し上げますと、3歳以上のうち、今2分の1の補助制度を設けておりますが、これで毎月約1,000件、申請があっております。対象者が、うちが把握しておるところで1,100名程度いらっしゃいます。だから、1つの医療機関で1枚の申請になりますから、お一方で何枚も出される方もありますので、その辺は当然ダブリがありますが、そういうことで出ているのが現状でございます。

それから、当然、現物給付で県内全部一緒にやっておりますが、県外の病院にかかった場合、3歳未満の方で、例えば久留米の病院とか、長崎の病院にかかれるケースもございます。この場合は県内の医療機関ではございませんので、申請をしていただく償還払いの手續をとっていただいているのが現状でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

時間もないですけど、制度的にいろいろ説明していただいたとはわかります。ただ、先日お会いしたお母さんは、余計領収書を持っておられたわけですよ。だから、要するに、休む

回数を少なくしてためて、例えば1年以内はよかとでしょう。だから、そういうふうにして、まあ、それは1年もためるわけいかんですけれども、そういうふうにして持ってこられて、そして半日休んで来ましたということを言われました。

そういうことで、何とかこの点もですね、何か解決策があったら、一日精いっぱい仕事をされて、そして子育てにも余り負担がかからないように、一生懸命、現場で頑張っておられるわけですよ。そういう中で、やっぱり半日休んで来ましたというとき、あらっと思いましたので、今回取り上げさせていただきました。いろいろまた何かあったら、いいように、いい方法でもあったらというですかね、何かそういうとのあったら、ここでは言われなくても、またいろんな面であったら、そういうもので対処していただいたら幸いと思います。そういうことでよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

**○議長（橋爪 敏君）**

以上で9番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は明13日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

**午後 1 時43分 散会**